

新たに組合員になられた皆さまへ

# 3階建ての年金?! ～公務員の年金制度～

毎月の給料等支給明細書を見ると、「厚生年金（共済）」「退職等年金」の2種類の保険料等が控除されています。これらがどのような「年金」かご存知でしょうか。

今回は、皆さまが加入されている年金制度についてご紹介いたします。

2つの公的年金制度と公務員独自の年金制度に加入しています。

【現在の公務員共済組合員の年金制度】

3階	平成27年10月～ 年金払い退職給付(退職等年金給付)	公務員独自の年金
2階 被用者年金制度	厚生年金	
1階 国民年金制度	国民年金(基礎年金)	公的年金

※上の図は、地方公務員、国家公務員等の制度内容です。  
複数の公務員期間がある場合は通算され、最終の共済組合が管理します。



3つの年金制度に加入しているから、「3階建て」なんだね!

## 公的年金

### 国民年金 (基礎年金)

全国民に共通する年金制度で1階部分と呼ばれます。「国民皆年金制度」が導入された昭和61年4月1日以降は、20歳から60歳までの全国民に国民年金の加入が義務付けられています。厚生年金保険の加入者とその被扶養配偶者は、国民年金にも加入しています。

### 厚生年金

被用者（給与をもらい働く人）に共通する年金制度で、基礎年金に上乗せして支給されるため2階部分と呼ばれます。個人の加入期間と給与に応じた報酬に比例した年金が支給されます。

## 公務員独自の年金

### 年金払い退職給付 (退職等年金給付)

被用者年金制度一元化を機に創設された公務員独自の年金で、新3階部分と呼ばれます。将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ掛金と負担金で積み立てる「積立方式」です。65歳以降退職していることを要件に受給できます。

参考 給料等支給明細書を見てみましょう!

「長期」は年金のことです。

長期	厚生年金	〇〇,〇〇〇
	退職等年金	〇,〇〇〇

厚生年金の保険料

年金払い退職給付の掛金

※控除される保険料・掛金の額は、ご自身の標準報酬月額によって決定されます。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828